**平成２２年（フ）第９９３１号**
東京都世田谷区南烏山６丁目18―26―202
債務者　森川　祐美
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第９９３２号**
東京都足立区椿２丁目26―５
債務者　池上　真理
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第９９３３号**
神奈川県横浜市都筑区川向町982―451
債務者　中島　篤志
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第９９９２号**
東京都墨田区東墨田２丁目27―２
債務者　高橋　和子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１００００２号**
東京都足立区千住緑町１丁目17
債務者　齋藤　勇治
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１００４２号**
東京都板橋区南常盤台２丁目21―17―308
債務者　小林　教子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１００７５号**
千葉県船橋市海神６丁目17―15―107
債務者　川島　隆則
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２２号**
長崎県松浦市調川町平尾免207番地10
債務者　田中　愼二
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

**平成２２年（フ）第２５７号**
青森市大字浜田字玉川215番地９　メゾンドアイリス102号
債務者　小野　勝代
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２９２９号**
東京都葛飾区西亀有４丁目13―８―302
債務者　石井　友子（旧姓町野）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５９５５号**
東京都台東区日本堤１丁目２―８―308
債務者　小林　雅晴
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第３４５号**
愛知県岡崎市福岡町字上流91番地　エクセル太田306
債務者　大石　洋介
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第３５５号**
愛知県安城市大東町６番５号　市営住宅Ｂ―201
債務者　佐藤　圭子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第３５８号**
愛知県碧南市川口町１丁目141番地
債務者　黒田　春美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第３６５号**
愛知県豊田市明和町５丁目46番地２　シャルダンハイツＡ―２号
債務者　大城　　灯
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係